

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天栄村は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

福島県天栄村長

## 公表日

令和7年3月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、予防接種に関する事務(対象者への通知、受託医療機関との協議、予診票の管理、事故報告、副反応報告、健康被害救済給付等)を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予防接種の実施に関する事務</li> <li>2 予防接種の実費の徴収に関する事務</li> <li>3 予防接種による健康被害救済に関する事務</li> <li>4 予防接種履歴等記録管理、統計業務</li> <li>5 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録</li> <li>(2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>(3) 予防接種の実施後に被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ol> </li> <li>6 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民台帳をもとに、予防接種者の選定</li> <li>(2) 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)</li> <li>(3) 照会申請による予防接種履歴の照会</li> <li>(4) 委託料の支払い</li> <li>(5) 交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等</li> <li>(6) 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</li> </ol> </li> </ol> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各個人情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関して、公金受取口座を選択した受給者については、給</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康管理システム</li> <li>2 団体内統合宛名システム</li> <li>3 中間サーバー</li> <li>4 ワクチン接種記録システム(VRS)</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>番号法第9条第1項 別表の14、126の項</p> <p>番号法第19条第16号</p> <p>番号法第19条第6号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>25、26、153、154の項</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>25、27、28、29、153の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号962-0592 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78番地 天栄村役場総務課(0248-82-2111)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号962-0592 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78番地 天栄村役場健康福祉課(0248-82-2115)
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ <input type="checkbox"/> ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー副本登録の際には確認を徹底し、健康管理システムより照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、予防接種事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人情報のシステムへの入力	

9. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]                      <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[    十分である    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムを管理するパソコンには静脈認証システムを導入し、許可された者のみアクセスできるようにしている。また、健康管理システムにもパスワードが設定されている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	I-1. ② 事務の概要	<p>・予防接種法(昭和23年法律第68条)に基づきA類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31条)に基づく事務について、対象者の確認・通知の送付、期日又は期間を指定して各種予防接種(新型コロナウイルスの予防接種を含む)を行うとともに、接種歴を記録し保存するために特定個人情報を用いる。</p> <p>・当該予防接種による健康被害に対する救済措置としての給付の支給、事故報告等に関する事務についても、特定個人情報を用いる。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき、予防接種に関する事務(対象者への通知、受託医療機関との協議、予診票の管理、事故報告、副反応報告、健康被害救済給付等)を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予防接種の実施に関する事務</li> <li>2 予防接種の実費の徴収に関する事務</li> <li>3 予防接種による健康被害救済に関する事務</li> <li>4 予防接種履歴等記録管理、統計業務</li> <li>5 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録</li> <li>(2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>(3) 予防接種の実施後に被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul> </li> <li>6 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務</li> </ol>	事後	法律改正に伴う修正
令和7年3月3日	I-1. ③ システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康管理システム</li> <li>2. 統合宛名システム</li> <li>3. 中間サーバー</li> <li>4. ワクチン接種記録システム(VRS)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康管理システム</li> <li>2 団体内統合宛名システム</li> <li>3 中間サーバー</li> <li>4 ワクチン接種記録システム(VRS)</li> </ol>	事後	評価書の見直しによる修正
令和7年3月3日	I-3 法令上の根拠	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 10項、93の2項</p> <p>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第67条の2</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>番号法第9条第1項 別表の14、126の項</p> <p>番号法第19条第16号</p> <p>番号法第19条第6号</p>	事後	法律改正に伴う修正
令和7年3月3日	I-4. ② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項</p> <p>別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2の項</p> <p>別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>25、26、153、154の項</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>25、27、28、29、153の項</p>	事後	法律改正に伴う修正
令和7年3月3日	I-5. ① 部署	住民福祉課	健康福祉課	事後	
令和7年3月3日	I-5. ② 所属長の役職名	住民福祉課長	課長	事後	
令和7年3月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和7年2月28日	事後	
令和7年3月3日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和7年2月28日	事後	
令和7年3月3日	IV-8 人手を介在させる作業(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		2) 十分である	事後	様式変更(追加項目)による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	IV-8 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー副本登録の際には確認を徹底し、健康管理システムより照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、予防接種事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人情報のシステムへの入力	事後	様式変更(追加項目)による
令和7年3月3日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更(追加項目)による
令和7年3月3日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 (当該対策は十分か【再掲】)		2) 十分である	事後	様式変更(追加項目)による
令和7年3月3日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 (判断の根拠)		健康管理システムを管理するパソコンには静脈認証システムを導入し、許可された者のみアクセスできるようにしている。また、健康管理システムにもパスワードが設定されている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更(追加項目)による